

大韓民国の在外選挙は 次のように実施します。



韓国・中央選挙管理委員会

提供日時 2010. 10. 27

WWW.nec.go.kr

☎82-2-503-0648


FAX82-2-504-5350

大韓民国国籍を持っていない在外同胞 — 政治資金寄付禁止

- ◎ 何人(なにびと)も大韓民国「政治資金法」に準ずることなく政治資金を寄付したり受けた時には、政治資金不正授受罪で処罰されその提供された金品などは没収されます。

大韓民国国籍を持っていない外国人、国内・外の法人または団体は政治資金を寄付できず、何人(なにびと)も国内・外の法人または団体と関連した資金で政治資金を寄付できません。

また、何人(なにびと)も業務・雇用その他の関係を利用して不当に他人の意思を抑圧する方法で政治資金の寄付を斡旋する行為をしてはなりません。同時に政党などを含む法人・団体や一般在外国民は政治資金の寄付を目的に後援会やこれと類似した機構を設置・運営することはできません。



団体の政治資金 寄付関連法院判例

〇〇高等学校同窓会長△△△が同窓の国会議員候補者を後援する目的でその国会議員候補者後援会に同窓会費百万ウォンを支給した行為は、団体と関連した資金で政治資金を寄付した行為で政治資金法 第 31 条に違反する
(光州(クァンジュ)地方法院 2004.10.7.判決 2004 ゴハツ 336)

善良な者を選んで正しい政治をすれば世の中のすべての国民が楽になるが、
正しくない者を選んで政治を誤れば憂いと心配で過ごすことになる。

[天下憂楽在選挙] 出所: 朝鮮王朝後期実学者 崔漢基先生一